

道路整備の促進及び道路特定財源諸税の暫定税率延長に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は私たちが長年にわたり熱望しているところである。

揮発油税等の道路特定財源諸税は、その全額を道路整備に充当することとされており、税率についても、暫定税率の適用が来春まで延長されるなど、社会資本整備重点計画の適切な執行を行うための重要な財源となっている。

しかしながら、昨年12月8日に「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、見直しの作業が進められており、道路整備において必要な事業が確実に行えない懸念が生じている。

道路整備は、活力ある地域社会や安全・安心で快適な市民生活を実現する上で必要不可欠であり、自動車が担う役割の高い当市においては、道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、市民の切なる願いでもある。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要請する。

記

- 1 私たちが期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨に反することなく、市民の切なる要望に応えられるだけの財源を確保すること。そのために、道路特定財源諸税の暫定税率延長を含む必要な法改正を確実に実施すること。
- 2 高規格幹線道路が既に完成し地域の発展に寄与している地域がある一方、当市を初めとする山陰地方は、これから整備が本格化する地域である。
中国横断自動車道姫路鳥取線を初め、日本海国土軸を形成する山陰道、鳥取豊岡宮津自動車道などの骨格道路網について、今後10年以内のできるだけ早期に完成していただくこと。
- 3 地域間格差への対応、安全・安心の確保、豊かな生活環境の創造等の観点から、国民の道路整備に対するニーズを幅広く酌み取るとともに、国民の期待にこたえるべく、道路整備を計画的かつ着実に推進すること。
- 4 今後、高齢化する道路ストックが増大することを踏まえ、道路網の安全性及び耐久性が確保されるよう、適宜適切な修繕等による効率的な道路ストック管理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月4日

鳥取市議会議長 上杉栄一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣